

○公益財団法人神奈川県公園協会役員等の報酬並びに費用に関する規程

平成23年3月26日  
規程第3号

改正 令和7年6月20日規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県公園協会定款(平成23年4月1日制定)第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、もって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)に基づく報酬等の支給の基準とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 報酬 公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用 職務を遂行するために要する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事にその職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤理事に対する報酬の支給の基準は別表のとおりとし、各常勤理事の支給額は理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- (2) 非常勤理事には、理事会等出席ごとに20,000円を支給する。

2 非常勤監事にその職務遂行の対価として次のとおり報酬を支給する。

- (1) 監査業務を実施したときは、次の額を支給する。

資格等	報酬額
公認会計士 税理士	日額 100,000円以内
上記以外	日額 20,000円

(2) 理事会等出席ごとに20,000円を支給する。

3 非常勤評議員にその職務遂行の対価として、評議員会等出席ごとに報酬として20,000円を支給する。

(報酬の支払方法等)

第4条 役員及び評議員の報酬について、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 常勤理事の報酬は、第3条第1項第1号の規定により決定した報酬額を12で除した額を毎月支給することとし、支給日その他支給に関する取扱いは公益財団法人神奈川県公園協会(以下「協会」という。)職員の例による。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務を遂行するために要する費用については、弁償する。

2 常勤理事に通勤手当を支給する。

3 前2項について、その支給額及び支給方法等は協会職員の例による。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益法人認定法の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正等)

第7条 この規程の改正等は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この規程は、公益財団法人神奈川県公園協会の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人神奈川県公園協会の常勤の役員の給与等に関する規程(昭和55年規程第9号)は、廃止する。

附 則 (令和7年6月20日規程6号)

この規程は、令和7年6月20日から施行する。

別表（第3条関係）

勤務形態に応じた報酬の区分	常勤理事 理事長 年額 950万円を超えない額 専務理事 年額 800万円を超えない額
報酬の額の算定方法等	神奈川県職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）で規定する定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を基準に算定（退職手当は支給無）